

豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）に対する日常生活支援事業の補助について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は、豊中市とし、この事業の一部を地域の母子父子福祉団体、NPO及び介護事業者等（以下「受託者」という。）に委託することができる。

(補助対象世帯)

第3条 補助対象世帯は、「豊中市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第7条で定めた事前登録を済ませた世帯とする。

(補助対象事業)

第4条 前条の補助対象世帯が、実施要綱第4条で定めた事由により、第5条に定める子育て支援を利用した場合、これを補助対象事業とする。

(補助の対象となる子育て支援事業)

第5条 補助の対象となる子育て支援は、豊中市が実施する「とよなかファミリー・サポート・センター事業」とする。

- 2 ファミリー・サポート・センター事業を利用するにあたっては、同センター事業の依頼会員として事前登録を行なうものとする。
- 3 補助の対象となる子育て支援の利用時間は、1回あたり2時間以上とする。
- 4 補助の対象となる子育て支援の利用料は家庭生活支援員の派遣に要する費用のみとし、交通費等の実費・キャンセル料等は補助対象外とする。

(補助金)

第6条 補助の対象となる子育て支援の利用にともなう利用金額に対する補助金の金額は、利用者が負担した利用料から実施要綱別表第1（第12条関係）の子育て支援で定める費用を減じたものとする。

- 2 実施要綱別表第1（第12条関係）の子育て支援で定める費用は子育て支援の利用日時点において決定済みの額とする。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象世帯は、豊中市ひとり親家庭等日常生活

支援事業補助申込書（様式第1号）を補助の対象となる子育て支援の利用のあった年度内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めるとき、予算の範囲内においては交付額を決定し、交付するものとする。

（補助金の返還）

第8条 市長は、ひとり親家庭が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（1）虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年8月1日から適用する。